

# 兵庫県飼養衛生管理指導等計画

令和3年10月1日  
兵庫県公表

## はじめに

- (1) 本計画は、家畜伝染病予防法第12条の3の4に規定する飼養衛生管理指導等計画を定めるものである。
- (2) 本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度とする。

## 第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

### I 兵庫県の畜産業及び家畜衛生の現状

飼育戸数は採卵鶏を除き減少傾向にある。飼育頭羽数は肉用牛、豚、採卵鶏で増加、乳用牛と肉用鶏は減少傾向である。

いずれの畜種においても、畜主の高齢化と後継者不足による投資や労働負担を避ける傾向にあり、問題となっている。

また、飼養衛生に係る農家指導については、家畜保健衛生所を中心に農協等の畜産関係団体と農業改良普及センター等の県関係機関が連携し実施している。

飼養衛生管理基準の遵守率は、野生動物対策の防護柵設置では、豚で92%、防鳥ネット設置は、豚で76%、鳥（大規模）で100%、鳥（中小規模）で98%となっている。また、埋却地の確保状況については、牛で95%、豚で86%、鳥で79%とバラツキがみられるため、関係機関と連携し、遵守強化を図る必要がある。

### 家畜飼育戸数及び頭羽数

<単位：戸、頭、万羽（ ）内は前年比（%）>

区分	肉用牛		乳用牛	豚	採卵鶏	肉用鶏
		繁殖雌牛				
戸数	1,240 (99.2)	1,100 (100)	265 (96.0)	26 (100.0)	55 (101.9)	59 (98.3)
全国順位	10	10	12	30	15	8
頭羽数	55,700 (104.9)	17,100 f (105.6)	13,200 (98.5)	22,100 (108.3)	572 (102.1)	244 (98.3)
全国順位	10	10	15	38	13	13
頭羽数/戸	44.9 (105.7)	15.5 (105.4)	49.8 (102.5)	850.0 (109.2)	10.4 (100.0)	4.1 (100.0)

\* 「畜産統計(令和2年2月1日現在)」(農林水産省)

\* 豚、採卵鶏及び肉用鶏はR31.2.1で掲載(2020年農林業の収支実施年のため統計調査中止)

\* 採卵鶏は1,000羽以上の経営、肉用鶏は年間出荷羽数3,000羽以上の経営

### II 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

#### (1) 概要

家畜伝染病については、家畜伝染病予防法第5条及び6条に基づき、発生予防を目的とした検査や予防注射を実施している。本県においては、令和2年度、11月に高病原性鳥インフルエンザ、1月に山羊のヨーネ病が発生した。

また、家畜飼養者や診療獣医師からの通報や病性鑑定依頼により実施する検査により、

家畜伝染病の早期発見やまん延防止に努めるとともに、飼養衛生管理の適切な指導を実施している。

(2) 家畜区分ごとの家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

届出伝染病については、牛での牛伝染性リンパ腫（EBL）、牛ウイルス性下痢（BVD）の発生が直近では多いが、他畜種では、ほとんど発生はない。

また、令和2年4月に京都府、同10月には大阪府で野生イノシシの豚熱感染が確認され、本県においても令和3年3月に初めて野生イノシシでの豚熱感染が確認された。これにより、養豚農場での発生予防のため、家畜の所有者への情報共有や飼養衛生管理基準の遵守指導に努めている

家畜区分	家畜の伝染性疾病の発生状況	家畜衛生上の課題
牛	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヨーネ病については、ほぼ発生がない</li> <li>・牛伝染性リンパ腫については、毎年100頭以上の発生がある</li> <li>・牛ウイルス性下痢については、乳用牛での発生が毎年確認されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヨーネ病については、預託や乳用牛共進会の移動に伴う病原菌の持込みや拡散</li> <li>・牛伝染性リンパ腫については、地域一体のとなった対策（取組み）が必要であり、乳用牛や肉用牛農家の理解と協力が必要不可欠</li> <li>・牛ウイルス性下痢については、ワクチン接種の推進やPI牛の早期淘汰を推進</li> </ul>
めん羊、山羊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山羊のヨーネ病</li> </ul>	
豚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豚熱については、未発生</li> <li>・豚流行性下痢については、未発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豚熱については、ワクチン接種のみならず、飼養衛生管理基準の遵守による継続した対策が必要</li> </ul>
鶏	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サルモネラ症</li> <li>・高病原性鳥インフルエンザ初の発生(R2.11)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高病原性鳥インフルエンザについては、飼養衛生管理基準の遵守による継続した対策が必要</li> </ul>
うずら	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生はない</li> </ul>	
馬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生はない</li> </ul>	

(3) 各主体における課題

ア 県指導機関における課題

家畜の伝染性疾病による畜産業への被害を最小限に抑えるため、市町、関連事業者、生産者団体及び獣医師等と協力し、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に向けたより強固な防疫体制を整備する。また、家畜防疫員間での指導内容の水準にバラツキが認められるため、指導力の平準化を図り、効率的な指導体制を構築する。

イ 家畜の所有者における課題

- ① 飼養衛生管理基準にかかる自己点検と家畜防疫員等による確認結果のフィードバックによるPDCAサイクルの頻度の不足

② 小規模経営を中心に高齢化が進行し、衛生設備への投資の消極性や労務負担の増加への対応の困難性

ウ 衛生管理区域に出入りする者（家畜飼養者含む）における課題

人の出入りに伴う家畜伝染性疾病の病原体侵入防止等の防疫対策に関する正しい理解の浸透が必要である。さらに、市町、畜産関連事業者、生産者団体及び獣医師との連携を図り、最新の科学的知見に基づき家畜伝染性疾病の発生状況等の情報共有が必要である。

### Ⅲ 指導等の実施に関する基本的な方向

#### 1 指導等に関する基本的な方向

飼養衛生管理基準は、全ての家畜の所有者が家畜の飼養に係る衛生管理において守るべき基準であり、ひとたび家畜の伝染性疾病が発生した場合には、近隣及び関連農場のみならず、畜産関連事業者を含めた地域全体の経済活動に影響が及ぶため、家畜の所有者及び飼養衛生管理者（以下、家畜の所有者等）は、自ら徹底遵守する必要がある。また、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の取組は、家畜の所有者等、国、都道府県、市町、関連事業者、生産者団体、獣医師等及びその他の関係者が連携して総合的に実施していくことが重要である。このため、地域個々の家畜衛生上の課題を的確に把握し、効率的かつ計画的に指導等を実施する。

#### (1) 家畜の所有者等への指導

##### ア 情報の周知

家畜保健衛生所は、家畜の所有者等に対しファクシミリ、電話、電子メール、郵送の他、講習会の開催、立入時のリーフレットの配布、県ホームページへの掲載等により、家畜防疫に関する情報を随時、周知する。

##### イ 家畜所有者及び飼養衛生管理者の連絡先の聴取

家畜保健衛生所は、家畜伝染病の発生予防・まん延防止のため、家畜所有者及び飼養衛生管理者の連絡先を聴取する。

##### ウ 生産性を阻害する疾病の低減

家畜の所有者等は、県、市町村及び生産者団体からの助言により、呼吸器病や下痢症、乳房炎等、致死的な症状を示さないものの、出生率や増体率の低下、乳質や乳量の減少等の生産性を阻害する疾病に対する認識や理解の向上に努め、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するとともに、異状を呈する家畜を発見した場合は、家畜保健衛生所、獣医師等に速やかに通報し、助言を自ら求め、原因を追及することが重要である。

##### エ 動物用医薬品の適正な流通・使用

① 抗菌剤の不適切な使用によって発生・増加する薬剤耐性菌は、畜産分野において家畜の治療を困難とするほか、食品を介して人へと伝播し、人の感染症の治療も困難とするおそれがあり、近年、国際的に、更なる対策の強化が求められている。県は、このような情勢を十分に認識し、抗菌剤の不適切な使用による薬剤耐性菌の出現を防ぐため、販売業者、獣医師、家畜の所有者等の抗菌剤の慎重使用に関する認識の向上を

図り、抗菌剤を含む動物用医薬品の適正な流通・使用が図られるよう監視及び指導を徹底する。

- ② 獣医師及び家畜の所有者等は、関係法令に従い適切に動物用医薬品を使用することが必要である。特に抗菌剤を使用する際には、適切な病性の把握と疾病の診断に基づき、薬剤感受性を把握した上で第一次選択薬から使用することが薬剤耐性対策の観点から重要である。また、抗菌剤を含む要指示医薬品について、獣医師が指示書を発行し家畜の所有者等に使用を指示する場合にあっては、家畜保健衛生所は、獣医師の指示に従い要指示医薬品を使用するよう家畜の所有者等へ指導を徹底する。

#### オ 野生動物への対策強化

- ① 家畜保健衛生所、市町及び関係団体は、地域の関係者と協力し、野生動物の捕獲や、清浄性又は浸潤状況を確認するための野生動物の検査のほか、食品残さ等を介した野生動物への感染を防止するためのゴミ箱や看板の設置等の適切な対策を総合的に推進する。
- ② 家畜の所有者等は、野生動物が隠れる場所をなくすよう、衛生管理区域周囲の除草その他の必要な措置を講ずるとともに、衛生管理区域並びに畜舎及び飼料倉庫、堆肥舎等の関連施設に野生動物が侵入しないよう、防護柵、防鳥ネットの設置等、家畜の飼養農場が置かれた状況を踏まえた効果的な対策を講ずる。

#### (2) 市町、生産者団体等との協働体制

家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の取り組みは、県と市町・生産者団体等の関係者が連携して、総合的に実施していく必要があることから、地域連絡協議会での情報共有や発生時の作業体系の確認を行うとともに、必要な知識、技術の習得・向上に関する研修や訓練を平常時から実施し、相互連携強化を図る。

## 2 指導等の実施に関する基本的な方向

- (1) 県は、法第12条の3の4に基づく飼養衛生管理指導等計画（以下「指導計画」という。）を定め、原則として3年ごとに見直しを行う。指導計画の規定事項のうち、特に「重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項」については、家畜の種類ごとに当該事項を明らかにするとともに、それぞれ指導等に必要な期間及びその理由を明らかにする。また、原則として3年間の計画期間中に、県内の全農場における必要な指導等が完了するよう、地域ごとの家畜の飼養農場数、家畜の飼養状況、指導等の進捗状況等を踏まえ、毎年度、優先的に指導等を実施すべき家畜の種類、地域及び重点的に指導等を行うべき飼養衛生管理基準の事項並びにその理由（以下「優先事項等」という。）を定め、地域の関係者の連携した防疫活動の実施等に資するため、別途公表する。また、指導計画の策定及び見直しに当たっては、指導計画の実施に係る年度ごとのスケジュール（以下「年間指導スケジュール」という。）を3年分作成し、以降、毎年度、必要に応じて見直しを行う。なお、指導計画の見直しに当たっては、地域連絡協議会等を活用して大規模農場及び生産者団体の意見も踏まえた実効的な内容となるよう努める。
- (2) 家畜保健衛生所は、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のためには、飼養衛生管理や家畜伝染病の早期発見及び早期通報が不可欠であること、また、法第2条の2において「家畜の所有者は、その飼養している家畜につき家畜の伝染性疾病の発生を予防し、

当該家畜に起因する家畜の伝染性疾病のまん延を防止することについて第一義的責任を有している」と規定されていることを踏まえ、家畜の所有者により選任され、家畜と毎日接する飼養衛生管理者が、飼養する家畜の飼養衛生管理について、農場ごとに作成する衛生管理マニュアルも踏まえ、少なくとも年1回以上、自己点検を行い、その結果を家畜の所有者と共有するよう指導等を行う。

- (3) 家畜保健衛生所は、毎年、家畜の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況について、国が別途示す様式を使用し、確認を行う。その際、飼養衛生管理者が法第12条の4による定期報告等として行う自己点検の結果も併せて確認する。当該確認の結果、飼養衛生管理基準の遵守状況が著しく不十分である場合等、衛生管理の改善のために必要と考えられる場合は、法第12条の5及び第12条の6の指導及び助言並びに勧告等を実施する。また、家畜保健衛生所は、自己点検の方法等についても、必要な指導等を行うこととし、特に、家畜の所有者及び飼養衛生管理者に対して、毎年9月から飼養衛生管理基準の遵守状況に関する自己点検を開始し、不遵守がなくなるまで毎月繰り返し行うことを指導する。
- (4) (3)の確認は、家畜防疫員の立入りにより行うことが望ましいが、従前の遵守状況、指導等の経過等を考慮し、必ずしも家畜防疫員の指導等が必要ないと考えられる場合は、電話、写真、動画等又は市町、関連事業者、生産者団体及び獣医師等の農場立入時の情報収集に基づき確認を行うことができるものとする。ただし、計画期間中、全ての農場に少なくとも1回は、家畜防疫員が立入りを行う。
- (5) 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び指導等については、指導計画及び(2)により公表した優先事項等に即して、計画的に実施するよう努めることとする。なお、(3)及び(4)の結果、家畜の伝染性疾病の発生状況、新たに優先的に指導等を行うべき家畜の種類、地域、項目等が判明した場合には、県は、優先事項等を変更することができる。

**第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾患の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項**

**I 実施方針**

県は、家畜伝染病予防事業における全国的サーベイランス並びに県が監視伝染病の発生状況を把握するための地域的サーベイランスを下記表のとおり実施する。

なお、実施計画は毎年作成し公表（公示）する。

サーベイランススケジュール

全国的サーベイランス

家畜区分	対象疾病名	目的	実施方法			
			地域	期間	検査対象	方法
牛	ヨーネ病	動向確認	全域	4～6月	搾乳牛	臨床検査・精密検査
牛	結核、ブルセラ症	動向確認	全域	通年	繁殖牛	臨床検査・精密検査
牛	アカバネ病等	動向確認	全域	6～11月	育成牛	臨床検査・精密検査
牛	伝達性海綿状脳症	動向確認	全域	通年	特定症状有（全月齢）、歩行困難・起立不能（48ヶ月齢以上）、死亡（96ヶ月齢以上）	臨床検査・精密検査
めん羊、山羊	伝達性海綿状脳症	動向確認	全域	通年	死亡（12ヶ月齢以上）	臨床検査・精密検査
豚	オーエスキー病、豚熱、アフリカ豚熱	動向確認	全域	通年	豚	臨床検査・精密検査
家きん	高病原性・低病原性鳥インフルエンザ	動向確認	全域	通年	家きん	臨床検査・精密検査

地域的サーベイランス

家畜区分	対象疾病名	目的	実施方法			
			地域	期間	検査対象	方法
鶏	家きんサルモネラ感染症	動向確認	全域	通年	種鶏	臨床検査・精密検査
馬	馬伝染性貧血	動向確認	全域	通年	輸入馬	臨床検査・精密検査
みつばち	腐そ病	動向確認	全域	通年	県外転飼蜂群	臨床検査・精密検査

### 第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

#### I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

県は、飼養衛生管理基準のうち蓄種ごとに重点的に指導等を実施する事項並びに各年度の指導優先事項を定め、飼養農場の衛生管理の把握と指導にあたる。

##### 1 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項	指導等を実施する 目安の地域、時期等	実施の方法
牛、めん羊、山羊	<ul style="list-style-type: none"><li>・家畜の所有者の責務の徹底</li><li>・飼養衛生管理マニュアル作成及び従事者等への周知徹底</li><li>・特定症状が確認された場合の早期通報</li></ul>	県内全域 春～秋	主に農場立ち入り (年1回以上)
豚、イノシン	<ul style="list-style-type: none"><li>・家畜の所有者の責務の徹底</li><li>・飼養衛生管理マニュアル作成及び従事者等への周知徹底</li><li>・特定症状が確認された場合の早期通報</li></ul>	県内全域 通年	主に農場立ち入り (豚熱ワクチン接種時等)
家きん 鶏、あひる、うずら、 きじ、だちょう、 ほろほろ鳥及び七面鳥	<ul style="list-style-type: none"><li>・家畜の所有者の責務の徹底</li><li>・飼養衛生管理マニュアル作成及び従事者等への周知徹底</li><li>・特定症状が確認された場合の早期通報</li></ul>	県内全域 通年	主に農場立ち入り (年2回以上)
馬	<ul style="list-style-type: none"><li>・飼養衛生管理マニュアル作成</li></ul>	県内全域 通年	主に農場立ち入り

## 2 各年度の優先事項等

### (1) 令和3年度 優先事項等

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
全畜種 (特に、豚及びイノシシ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家畜の所有者の責務の徹底</li> <li>・ 飼養衛生管理マニュアル作成及び従事者等への周知徹底</li> <li>・ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕</li> <li>・ 特定症状が確認された場合の早期通報</li> <li>・ 衛生管理区域の適切な設定</li> <li>・ 記録の作成及び保管</li> <li>・ 衛生管理区域の出入口における車両消毒</li> </ul>	県内全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法改正に伴う新たな事項もあり、基本的事項であるため</li> <li>・ 特に豚・イノシシについては、全畜種の中で、直近における重大家畜伝染病の国内発生が最も多いため最優先</li> </ul>	通年

### (2) 令和4年度 優先事項等

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
全畜種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飼養衛生管理マニュアル遵守状況確認</li> <li>・ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕</li> <li>・ 特定症状が確認された場合の早期通報</li> </ul>	県内全域	(1) に引き続き同項目を継続して指導する必要があるから	通年



(3) 令和5年度 優先事項等

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
全畜種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜の所有者の責務の徹底</li> <li>・飼養衛生管理マニュアル作成及び従事者等への周知徹底</li> <li>・特定症状が確認された場合の早期通報</li> </ul>	県内全域	全畜種の中で、直近における重大家畜伝染病の国内発生が最も多いため	通年

II I 以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

県は、各主体が実施すべき下記の事項に留意して周知、指導等を行う。

- (1) 県は、飼養衛生管理基準が定められた家畜の種類ごとに、主要な伝染性疾病に関し、その病原体の伝播経路（感染方式）及び有効な消毒薬並びに感染した家畜の病態等について、市町、関連事業者、生産者団体及び獣医師等と連携して周知を図る。
- (2) 県は、家畜の伝染性疾病の発生等により、飼養衛生管理基準に規定する内容以外の飼養衛生管理上の措置が必要となった場合には、家畜の所有者等に対し、その必要となった措置を講ずるよう指導を行う。
- (3) 県は、監視伝染病の発生に備えた農場毎防疫作業計画のブラッシュアップを進め、作業計画及び消毒薬等の防疫資材の備蓄の取組について、地域連絡協議会や家畜の所有者との情報共有を図る。
- (4) 家畜の所有者等は、メールアドレスの取得並びにインターネットの接続環境及び閲覧機器の確保を行い、国及び本県から発信される家畜防疫に関する情報を適時把握できる環境を整備に努める。なお、環境が整備されるまでの間は、FAX等による代用も可とする。また、日本語以外を母国語とする者が従事している場合は、当該言語の資料作成等により円滑な情報共有に努める。
- (5) 家畜の所有者等は、野生動物が家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているものとして農林水産大臣が指定する地域において講ずることが必要となる追加措置について、平常時から、各農場で取るべき対応を想定し、訓練する。
- (6) 家畜の所有者は、家畜（家きん）の死体の埋却地の確保を進める。県は、利用可能な土地に関する情報等の収集、市町及び生産者団体と連携した利用可能な公有地の選定、焼却施設又は化製処理施設のリストアップ及び発生時の利用の調整を行う。

## 第四章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

### I 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

- 1 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を地域レベルでより実効的に確保するためには、家畜の所有者又はその組織する団体が、各地域において自助・共助の考えの下に自衛防疫団体等を設置し、飼養衛生管理基準の内容や指導事項に関する情報共有、飼養衛生管理に係るマニュアルの策定、効果的な飼養衛生管理に関する研修の実施、先進的な畜産経営における衛生管理の取組状況の紹介、衛生対策設備の施工業者の案内、補助事業に関する情報の共有、防疫資材の共同購入・備蓄、一斉消毒の共同実施等の自主的措置に取り組むことが重要である。
- 2 このため、県は、国及び市町と相互に連携を図りながら、上記1の自主的措置に対して、国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見や疫学情報等を踏まえ、飼養衛生管理基準の遵守に当たり有益な技術的助言等を行うとともに、求めに応じて、研修会又は講習会を開催する場合の専門家の派遣を行う。
- 3 また、県は、市町、各地域の生産者団体、獣医師の組織する団体、共済団体、猟友会、関連事業者等が相互に連携して、
  - ① 平常時における、家畜の所有者等に対する飼養衛生管理基準の内容等に関する研修会や説明会の開催、本県等が実施する防疫演習への協力、飼養衛生管理マニュアルの作成、自己点検等に関する技術的な助言等
  - ② 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時における、飼養衛生管理の状況の確認や野生動物における浸潤状況調査等への協力、緊急の支援策の運営など地域における家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に主体的に取り組むことを促すため、これらの団体による協議会等と連携して実施する。

## 第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

### I 都道府県の体制整備

#### 1 家畜防疫員の確保及び育成

- (1) 法第53条第4項において、都道府県知事は、法に規定する事務を処理するために必要となる員数の家畜防疫員を確保するよう努めることとされている。
- (2) このため、県では平常時から、インターンシップの受け入れ等による農林水産分野の公務員獣医師の確保、公衆衛生分野の公務員獣医師や民間獣医師の家畜防疫員への任命、退職再任用獣医師の活用等を通じ、家畜防疫員の確保に努める。
- (3) 県は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門が開催する家畜衛生講習会等において、飼養衛生管理の指導を行うにあたって最新の科学的知見や指導技術を習得し、家畜防疫員の育成を図る。

### II 飼養衛生管理者の選任、研修等

#### 1 飼養衛生管理者の選任に関する方針

- (1) 平常時から家畜と接している家畜の所有者や全ての従事者等が飼養衛生管理基準を遵守することが重要であり、飼養衛生管理者は、国及び県から提供される最新の家畜衛生に関する情報も活用し、衛生管理区域における飼養衛生管理の適正な実施を担保する中心的存在として、選任されるものである。このため、県では家畜の所有者によって選任された飼養衛生管理者（家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者となる場合には、当該家畜の所有者）が、衛生管理区域において、現に、家畜と接する従事者等が飼養衛生管理を適正に実施しているかを確認し、必要に応じて指導することができる者であることを担保する観点から、アからウまでにより選任指導を行う。

ア 県は、家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに、その衛生管理区域の管理経験や知識、管理指導の能力が豊富な者を、飼養衛生管理者として選任するよう指導等を行う（※）。

※ なお、家畜の所有者自身が、実際に家畜に接する従事者などの管理が可能な衛生管理区域について、飼養衛生管理者になることも可能であり、一の衛生管理区域において、複数の飼養衛生管理者を置くことも可能である。

イ 県は、家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに、それぞれ別の飼養衛生管理者を選任するよう指導等を行う。ただし、衛生管理区域が隣接している場合や、その経営形態の性質からいって、複数の衛生管理区域を一人で管理したとしても、飼養衛生管理基準や適切な防疫手法の共有をはじめとした業務の実施に支障がない場合には、この限りでない。なお、大規模所有者に対しては、畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置するよう指導等を行う。

ウ 県は、衛生管理区域ごとの飼養衛生管理者の選任状況を毎年の定期報告により把握する。この際、

- ① 飼養衛生管理者が選任されていない衛生管理区域が生じないよう、定期報告により、飼養衛生管理者を選任していない衛生管理区域があることが明らかになった場合には、期限を定めるなど、速やかに選任するよう指導を徹底する。
- ② また、定期報告により報告された飼養衛生管理者の住所が衛生管理区域から著しく遠

方にある場合や、多数の衛生管理区域を通じて一人の飼養衛生管理者を選任している場合等、衛生管理区域において飼養衛生管理が適正に行われているかを確認及び指導することが事実上困難と考えられる場合には、県は、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者の選任状況を見直すよう指導等を行う。

## 2 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

県は、家畜の所有者等に対し、その業務を行うために必要な知識・技術の習得・向上を図ることができるよう、毎年1回以上、以下の事項に関する研修会等を開催し、資料等の提供により飼養衛生管理者に必要な知識・技術の習得・向上を図る

- (1) 海外及び国内における家畜の伝染性疾病の発生の状況・動向
- (2) 飼養衛生管理基準の内容及び同基準を遵守するための具体的な措置の内容
- (3) 飼養衛生管理者がその他の従事者に対し行う教育等の方法
- (4) 本県の指導計画の内容
- (5) その他必要な知識・技術の習得・向上に資する事項

## 3 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

(1) 県は、必要に応じて、飼養衛生管理者に対し、以下の情報を直接提供する。

- ① 平常時には、国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見に関する事項、家畜の所有者等に対する研修に関する事項、国又は県による飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項、家畜の伝染性疾病の発生状況の調査に関する事項等
- ② 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時には、当該疾病の発生状況に関する事項、法に基づく制限等に関する事項、国又は県による緊急の飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項等

(2) また、県は、言語によるコミュニケーションに配慮する必要がある外国人従業員向けの情報提供に配慮し、外国語による資料の作成・提供等を行うよう努める。また、技能実習生の受入団体等に対し、研修の実施、当該団体を通じた情報提供等を働きかける。

## Ⅲ その他指導等の実施体制に関する事項

### 1 年間指導スケジュール

牛（乳牛）：5～6月, 10～11月

牛（肉用牛）：7～3月

豚：通年

鶏：9～2月

2 家畜の所有者が法第12条の6第2項の規定による命令に違反した場合は、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第239条第2項の規定に基づき告発する。

## 第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

### I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

(1) 近畿ブロック等知事会構成2府8県では、平成22年4月に宮崎県で発生した口蹄疫の急速な感染拡大を踏まえ、府県を越えた広域的な対策を講じるため、同年6月に近畿農政局及び岡山県をオブザーバーとして「近畿ブロック等口蹄疫対策協議会」を開催し、広域での連携、協力体制を構築した。

同年12月には、鳥インフルエンザにも対応するため、同様の枠組みで「近畿ブロック等高病原性鳥インフルエンザ協議会」を設置し、同協議会の事務局は、関西広域連合の広域防災局（兵庫県）が担うこととなった。

また、平成24年10月には口蹄疫対策における家畜防疫員の相互派遣と防疫資材の融通のルールを鳥インフルエンザ対策にも適用するため、「近畿ブロック等鳥インフルエンザ・口蹄疫等対策協議会」に改編した。

このような協議会における広域での連携・協力の枠組みを利用して、家畜伝染病の発生・まん延防止に対応することとする。

(2) 県では、県民局単位で地域連絡協議会を設置し、県民局の関係部局と関係市町等が管内で鳥インフルエンザや口蹄疫、豚熱等が発生した場合に備えて、迅速な初動防疫を行うための対応策や相互連携等の情報共有を図っている。

協議会等の種類	構成	事務局	協議内容
近畿ブロック等鳥インフルエンザ・口蹄疫等対策協議会	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、福井県、三重県、鳥取県、岡山県※、近畿農政局※ ※ オブザーバー	関西広域連合 広域防災局 (兵庫県)	1 家畜防疫員の相互派遣と防疫資材の融通 2 早期通報体制の確立 3 農家情報の共有化 4 交通拠点における消毒対応 5 風評被害対策
神戸県民センター重大家畜伝染病連絡会議	神戸県民センター、姫路家畜保健衛生所、兵庫六甲農協、神戸市	神戸農林振興事務所	1 重大家畜伝染病に関する情報交換 国内や海外における発生状況、まん延防止対策の実施状況 等 2 管内における重大家畜伝染病対策 発生予防対策、まん延防止対策、県や市における協力体制 等
阪神地域重大家畜伝染病連絡協議会	阪神北県民局、阪神南県民センター、動物愛護センター、姫路家畜保健衛生所、兵庫六甲農協、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町	阪神農林振興事務所	1 重大家畜伝染病に関する情報交換 国内や海外における発生状況、まん延防止対策の実施状況 等 2 管内における重大家畜伝染病対策 発生予防対策、まん延防止対策、県や市における協力体制 等

協議会等の種類	構成	事務局	協議内容
東播磨地域重大家畜伝染病対策連絡協議会	東播磨県民局、播磨東教育事務所、加古川流域土地改良事務所、県立農業高校、食肉衛生検査センター、動物愛護センター三木支所、姫路家畜保健衛生所、加古川警察署、高砂警察署、明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町	加古川農林水産振興事務所	1 重大家畜伝染病に関する情報交換 国内や海外における発生状況、まん延防止対策の実施状況 等 2 管内における重大家畜伝染病対策発生予防対策、まん延防止対策、県や市における協力体制 等
中播磨地域重大家畜伝染病連絡協議会	中播磨県民センター、姫路家畜保健衛生所、兵庫西農協、姫路市、神河町、市川町、福崎町	姫路農林水産振興事務所	1 重大家畜伝染病に関する情報交換 国内や海外における発生状況、まん延防止対策の実施状況 等 2 管内における重大家畜伝染病対策発生予防対策、まん延防止対策、県や市における協力体制 等
北播磨地域重大家畜伝染病連絡協議会	北播磨県民局、食肉衛生検査センター、動物愛護センター三木支所、姫路家畜保健衛生所、みのり農協、兵庫みらい農協、西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町	加東農林振興事務所	1 重大家畜伝染病に関する情報交換 国内や海外における発生状況、まん延防止対策の実施状況 等 2 管内における重大家畜伝染病対策発生予防対策、まん延防止対策、県や市における協力体制 等
西播磨地域重大家畜伝染病連絡協議会	西播磨県民局、播磨西教育事務所、西播磨食肉衛生検査所、動物愛護センター龍野支所、姫路家畜保健衛生所、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町、揖龍保健衛生施設事務組合、にしはりま環境事務組合	光都農林振興事務所	1 重大家畜伝染病に関する情報交換 国内や海外における発生状況、まん延防止対策の実施状況 等 2 管内における重大家畜伝染病対策発生予防対策、まん延防止対策、県や市における協力体制 等
但馬地域重大家畜伝染病対策連絡協議会	但馬県民局、但馬食肉衛生検査所、動物愛護センター但馬支所、朝来家畜保健衛生所、北部農業技	豊岡農林水産振興事務所	1 重大家畜伝染病に関する情報交換 国内や海外における発生状況、まん延防止対策の実施状況 等 2 管内における重大家畜伝染病対策

協議会等の種類	構成	事務局	協議内容
	術センター、県立コウノトリの郷公園、但馬食鳥協議会、たじま農協、県酪農協、ハイクオリティミルク農協、但馬基幹家畜診療所、豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町、北但行政事務組合、南但広域事務組合		発生予防対策、まん延防止対策、県や市における協力体制 等
丹波地域重大家畜伝染病連絡協議会	丹波県民局、丹波教育事務所、但馬食肉衛生検査所、動物愛護センター、朝来家畜保健衛生所、県酪農協、丹波ひかみ農協、丹波ささやま農協、丹波家畜診療所、丹波市、丹波篠山市	丹波農林振興事務所	1 重大家畜伝染病に関する情報交換 国内や海外における発生状況、まん延防止対策の実施状況 等 2 管内における重大家畜伝染病対策 発生予防対策、まん延防止対策、県や市における協力体制 等
淡路地域重大家畜伝染病連絡協議会	淡路県民局、淡路教育事務所、淡路食肉衛生検査所、動物愛護センター淡路支所、淡路家畜保健衛生所、淡路市、洲本市、南あわじ市、洲本市・南あわじ市衛生事務組合やまなみ苑	洲本農林水産振興事務所	1 重大家畜伝染病に関する情報交換 国内や海外における発生状況、まん延防止対策の実施状況 等 2 管内における重大家畜伝染病対策 発生予防対策、まん延防止対策、県や市における協力体制 等

## II 家畜の伝染性疾患の発生時における緊急対応に関する方針

- (1) 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾患の感染確認時には、人員及び資材の融通、周辺農場における発生状況及び衛生管理の状況並びに野生動物における浸潤状況調査等の防疫措置の実施に係る相互連携、移動又は移出の制限、ワクチン接種時の生体等の広域移動、埋却地の確保等まん延防止対策に係る協議、その他疫学情報の共有、経営再開支援策に関する情報共有、その他疫学情報の共有、経営再開支援策に関する情報共有を行う。
- (2) また、県は、周辺の家畜飼養農場に対し、当該疾患の発生確認に伴い設定される制限区域を中心に飼養衛生管理基準の遵守状況について適切に緊急点検を実施し、不十分と考えられる場合は、家畜伝染病予防法第34条の2に基づき、緊急の勧告または命令を行う。

### Ⅲ 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

法で規定された家畜を飼養している者は、飼養衛生管理基準を遵守する義務があることから、通常の家畜の飼養農場以外の場所（観光牧場、動物園、愛玩動物飼養施設等）についても定期的・計画的指導を行う。

家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のためには、衛生管理区域への必要のない者の立入りを制限することが重要である。しかしながら、観光牧場等は、動物の見学、ふれあい体験等を目的としており、立入りを制限することは困難であるため、出入口における手指及び靴の消毒等、病原体の持ち込み及び持ち出しを防止するための規則をあらかじめ作成するよう指導する。